川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　８　年１０月２２日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市条例第５３号

川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部を改正する条例

川崎市老人福祉・地域交流センター条例（平成１７年川崎市条例第７８号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第１０条関係）

地域交流センター事業施設利用料

種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日
			９時～12時	１時～４時	５時～９時	９時～９時
	かわさき		5,030円	5,030円	6,720円	16,780円
		区画しない場合	6,360円	6,360円	8,590円	21,310円

ホール	高津	区画する場合	ホールA	2,900円	2,900円	3,910円	9,710円
			ホールB	1,340円	1,340円	1,780円	4,460円
			ホールC	2,120円	2,120円	2,900円	7,140円
大広間・多目的室	かわさき	大広間		2,460円	2,460円	3,350円	8,270円
		多目的室		890円	890円	1,230円	3,010円
	高津	区画しない場合		3,460円	3,460円	4,680円	11,600円
		区画する場合	大広間	2,120円	2,120円	2,900円	7,140円
			多目的室	1,340円	1,340円	1,780円	4,460円
工作室	かわさき			670円	670円	890円	2,230円
	高津						
料理室	かわさき			1,000円	1,000円	1,340円	3,340円
	高津						
和室	かわさき			440円	440円	610円	1,490円
	高津			670円	670円	890円	2,230円

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。